

外国送金・輸出入取引をされるお客さまへ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

弊行では、本邦外為法や米国 OFAC 規制等、各国経済制裁関連法令および規制に基づく経済制裁措置を確実に実施するとともに、マネー・ローンダリング(資金洗浄)やテロ資金供与防止に向けた取組強化のため、外国送金(仕向、被仕向)・輸出入取引の決済について下記のお取扱いとさせていただきます。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 以下の外国送金取引（仕向・被仕向）および輸出入取引の決済については受付いたしません。

- ・犯罪収益の收受や詐欺、薬物、窃盗事案等に関連するお取引
- ・輸出入禁止・規制品目の代金決済に該当するお取引（麻薬、拳銃、児童ポルノ、ワシントン条約の動植物等）
- ・弊行に預金口座をお持ちでないお客さまとのお取引
- ・現金（外貨を含む）を原資とするお取引(※1)
※1 口座振替によるお取引であっても、送金原資を現金にて口座入金された場合は受付いたしません。
- ・ご本人さま以外の預金口座によるお取引や真の送金人、又は受取人が存在し、その実態が不明なお取引
- ・仮想通貨やギャンブル（オンラインカジノ等）に関連するお取引
- ・金融庁（財務局）から警告書が発出されている無登録の金融商品取引業者(※2)に関連するお取引
※2 対象となる業者については金融庁ホームページにてご確認ください。
- ・内容に矛盾がある等、真偽に疑義があるお取引
- ・外為法上の経済制裁の関連規制に該当するお取引
- ・その他、弊行が「犯罪収益移転の可能性が高い」と判断するお取引

2. 確認資料のご提供をお願いいたします。

外国送金・輸出入取引の決済をお申込の際、内容のご説明や確認資料のご提供をお願いいたします。

（資料に基づく主な確認内容：送金目的、送金原資、送金依頼人と受取人の関係、受取人の本店所在地、住所が私書箱（POBox、BP、case postale など）や気付（C/O）の場合は実際に居住している住所、受取人の実質的支配者、商品品目、原産地、船積地、仕向地等）

3. 「送金目的」は英語でのご記入をお願いいたします。

受取人取引銀行に対して送金目的を正確に伝達するため、外国送金（仕向）における送金目的欄への「送金目的」は英語でのご記入をお願い致します。

4. 手数料・電信料を追加請求させていただく場合があります。

世界的な資金洗浄やテロ資金供与防止に向けた取組強化および送金目的の通知により、受取人取引銀行等関係銀行から取引内容について照会を受けることが予想されます。照会の回答に際して、関係銀行から手数料や電信料を請求された場合、お客さまにご請求させていただくことがあります。

内容のご説明や確認資料のご提供をいただいた場合でも、弊行の判断により、お取引をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

内容により追加資料のご提供をお願いする場合がございます。

■ 外国送金の目的に関する資料

送金目的	妥当性を確認するための資料
貿易取引(※1)	原産地証明書、船荷証券、請求書(インボイス) 等
生活費(※2)	ご依頼人とお受取人の関係性を確認できる資料 等
学費	授業料の請求書、入学・在籍の状況を確認できる資料 等
医療費	医療費の請求書、入院・通院の状況を確認できる資料 等
宿泊費・渡航費	宿泊先の請求書、渡航行程を確認できる資料 等
投資	投資に関する契約書 等
不動産購入	売買契約書 等
ご自身の海外銀行口座への振替	通帳や口座取引明細が確認できる資料 等

(※1) なお、貿易取引のうち、輸入・仲介貿易決済で下記のいずれかに該当する場合、原産地や船積地が分かる資料(原産地証明書や輸入許可証等)が必要となります。

(1) 受取人住所や受取人取引銀行等、送金内容や輸入信用状の情報に次の14都市がある場合

省名	対象都市
遼寧省(LIAONING)	丹東市(DANDONG)、鞍山市(ANSHAN)、本溪市(BENXI)
吉林省(JILIN)	延吉市(YANJI)、琿春市(HUNCHUN)、通化市(TONGHUA)、図們市(TUMEN)、龍井市(LONGJING)、和龍市(HELONG)、敦化市(DUNHUA)、白山市(BAISHAN)、汪清県(WANGQING)、安図県(ANTU)
黒竜江省(HEILONGJIANG)	牡丹江市(MUDANJIANG)

(2) 輸入品目が次の17品目に該当する場合

商品名：あさり、うに、うにの調製品、まつたけ、さるとりいばらの葉、しじみ、ずわいがに、けがに、赤貝、えび、なまこの調製品、ひらめ、かれい、たこ、はまぐり、あわび、絨毯

(※2) 確認資料がない場合、ご依頼人とお受取人の関係性等をお伺いさせていただきます。

■ 外国送金の原資に関する資料(弊行預金口座の取引履歴で確認できない場合)

送金原資	妥当性を確認するための資料
給与	給与明細、収入証明書 等
売上金	契約書、請求書等売上が確認できる資料 等
他行預金	他行通帳 等

ご注意ください!

次のような外国送金詐欺取事案が複数発生しています。

(1) 取引先である外国法人へのなりすまし

外国法人になりすまして送信された電子メールの送金指示に従って外国送金を行った結果、送金した資金が詐欺された。

(2) 電子メールまたは添付ファイルの改ざん

本邦法人のお客さまから取引先である外国法人に送信した電子メールまたは添付ファイルが改ざんされ本邦法人のお客さまが指示した口座とは異なる口座に送金された結果、資金が詐欺された。

※詳しくは当行ホームページをご覧ください。

5. 「外国為替及び外国貿易法に基づく支払等規制」についてご確認をお願いします。

当行は「外国為替及び外国貿易法」（以下、外為法といいます）に基づく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第17条の規定により、お客さまのお取引が「資産凍結等経済制裁対象者」との取引、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」、「支払の原則禁止」、「資本取引規制」および「対内直接投資規制」等に該当しないことを確認させていただいております。お客さまのお取引が以下の規制に該当しないことをご確認のうえで、その旨をご申告ください。

<主な規制対象取引（抜粋）>

1. 「資産凍結等経済制裁対象者」との取引
<ul style="list-style-type: none">・外為法に基づきタリバーン、テロリスト、拡散金融（北朝鮮の核開発・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連、イランの核開発関連）、ロシア・ベラルーシ関連等として資産凍結等対象者に指定される制裁対象者が直接・間接的に関与、実質的に制裁対象者が支配、または制裁対象者に代わって行う取引・最終的な資金の受取人や取引関係者がロシア・ベラルーシ関連の制裁対象者により株式の総数又は出資の総額に占める割合50%以上を直接に所有されている団体（日本に主たる事務所を有する団体を除く）、制裁対象者に実質的に支配されている法人や団体等との取引
2. 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
<ul style="list-style-type: none">・北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る支払・北朝鮮を原産地、船積地域又は仕向地とする貨物の仲介貿易に係る支払等
3. 北朝鮮の「資金使途規制」
<ul style="list-style-type: none">・北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引等（資本取引・金融サービス等を含む）に係る支払等
4. 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
<ul style="list-style-type: none">・北朝鮮の居住者又は当該居住者により実質的に支配されている法人・団体に対する支払
5. ロシア・ベラルーシ関連規制
<ul style="list-style-type: none">・ロシア政府等が発行した証券の取得又は譲渡に係る支払等・ロシア政府等又はロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行若しくは募集又は当該発行若しくは募集のための役務取引に係る支払等・ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供に係る支払等・ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供に係る支払等・ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引又は当該者から受託する信託契約に係る支払等・ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る役務取引に係る支払・ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資に係る支払等（居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む）・ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資に係る支払等（居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等又はこれらに実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む）・上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する金銭貸付契約又は債務保証契約に係る支払等

6. イランの「資金使途規制」
イランの核活動に寄与する目的で行う取引等に係る支払
7. イランの「資本取引規制」「対内直接投資規制」
・イラン関係者（イラン政府、イラン国籍の非居住者又はイラン法令に基づき設立された法人等）による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式又は持分の取得等（対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式又は持分の譲渡を含む）に係る支払等
8. 「法人格のない海外パートナーシップ」の事業活動資金の支払に対する規制
・漁業、皮革若しくは皮革製品、武器若しくは武器製造関連設備の製造業又は麻薬等の製造業を行う組合などの事業活動に充てる支払

ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、外為法に基づく各種規制が随時発動しております。必ず財務省のホームページにて最新の規制内容をご確認いただいたうえで、ご申告をお願いいたします。

【ロシア関連規制(財務省ホームページ)】

トップページ> 財務省の政策> 国際政策> 外為法関係・為替政策> 外国為替及び外国貿易法（外為法）の概要> ウクライナ関連情報

【経済制裁措置の対象者リスト(財務省ホームページ)】

トップページ> 財務省の政策> 国際政策> 外為法関係・為替政策> 外国為替及び外国貿易法（外為法）の概要> 経済制裁措置及び許可手続> 経済制裁措置対象者等リスト

【北朝鮮IT労働者に関する注意喚起(財務省ホームページ)】

トップページ> 財務省の政策> 国際政策> 外為法関係・為替政策> 外為法関係・為替政策に関する報道発表> 「北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起」の公表（令和6年3月26日）